

平成22年9月10日

株主各位

東京都港区新橋六丁目19番15号  
都 築 電 気 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 安 藤 始

## 簡易株式交換公告

当社は、平成22年9月10日（金）開催の当社取締役会において、平成22年12月1日（水）を効力発生日として、都築電産株式会社（本店所在地：東京都港区西新橋二丁目5番3号）を当社の完全子会社とする株式交換を実施することを決議いたしましたので、公告いたします。

この株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨を当社に対しご通知ください。

また、会社法第797条第1項の規定に基づき、株式買取請求を希望される株主様は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数を当社に対しご通知ください。

このご通知に当たっては、株主様が株式を預託されております口座管理機関に対して、個別株主通知の申出の取次ぎの請求及び当該株式の下記の指定口座への振替の申請を、併せて行っていただきますようお願い申し上げます。

なお、平成22年11月30日（火）までに当社指定口座への振替を完了していただけない場合には、株式の振替手続の実務上、株式買取請求権を行使できないおそれがあります。そのため、平成22年11月24日（水）前後までに、口座管理機関に対して上記の振替申請を行っていただく必要があると思われませんが、具体的に振替に必要となる期間については、ご利用の口座管理機関にお問合せください。

この取扱いは、株式買取請求に基づく株式の買取りができなくなる事態を避け、株主様の権利行使の確実性を確保するためのものでありますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

記

口 座 名 義 人：都築電気株式会社  
加入者口座コード：002887131808890000000

以 上